

株式会社 ジロー商店

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和6年10月1日 ～ 令和8年9月30日

2. 目標の取組み内容・実施時期

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指して、育児休業制度等のパンフレットを活用して、社員に配布して制度周知を図る

<実施時期・取組内容>

- 令和6年11月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進するため、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和7年1月～ 制度に関する資料を活用して、社員に配布して、育児休業制度の周知を図る

目標2：社員の1か月当たりの所定外労働時間を各月10時間以内とする

<実施時期・取組内容>

- 令和7年1月～ 社員の所定外労働時間の現状を確認する
- 令和7年2月～ 所定外労働時間の課題を確認して改善策を検討する
- 令和7年8月～ 所定外労働時間を各月10時間以内を目指す